

○議長（茅沼隆文）

再開いたします。

午後 3 時 0 0 分

○議長（茅沼隆文）

日程第 1 1、議案第 8 号 開成町都市公園条例の一部を改正する条例を制定することについて、と日程第 1 2、議案第 9 号 開成町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を制定することについて、及び日程第 1 3、議案第 1 0 号 開成町公園条例の一部を改正する条例を制定することについては、制定動機、内容等に関連があると認められますので、会議規則第 3 6 条に基づき、一括議題といたします。

それでは、提案理由を町長に求めます。三つの議案の提案理由を述べてください。町長。

○町長（府川裕一）

議案第 8 号からいきます。提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、公園の配置及び規模に関する技術的基準並びに公園施設の設置基準を定めるため、開成町都市公園条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

議案第 9 号、提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるため、開成町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定を提案いたします。

議案第 1 0 号、提案理由、都市公園以外の公園における公園施設の設置基準について、開成町都市公園条例で規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準を準用することとしたいので、開成町公園条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくご審議をお願いします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第 8 号 開成町都市公園条例の一部を改正する条例を制定することについて、開成町都市公園条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。

平成 2 5 年 2 月 1 2 日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1 枚おめくりください。内容のほうを説明させていただきます。一括法の関係ですが、背景等につきましては、省略のほうをさせていただきます。

開成町都市公園条例の一部を改正する条例。開成町都市公園条例の一部を次のように改正する。

第2条の次に、次の2条を加える。都市公園の設置基準、第2条の2の都市公園の設置基準につきましては、これまで都市公園法第3条第1項に基づき、政令で定められておりましたが、改正により政令で定める基準を参酌して、条例で定めるというものでございます。

第2条の3であります。住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準について、定めるものでございます。

良好な都市環境を形成していくためには、長期的な観点に立って、都市公園を計画的整備し、適切に管理していくに当たっては、定量的に都市公園がどの程度確保されれば満足すべき生活環境となるかを明らかにする必要があります。このため、都市公園法施行令第1条の2において、市町村の全区域及び市街地における住民一人当たりの都市公園の標準について、従来示してきた標準のとおり、それぞれ10平米以上、5平米以上を参酌すべき基準と定めております。

開成町では、平成7年度に策定された緑の基本計画をもとに、現行の都市公園法で定められている都市公園面積、都市計画区域内で10平米、市街化区域内で5平米を目標に整備を進めてきました。

しかしながら、開成町における町民一人当たりの都市公園の面積の現況は、ちょっと古いんですが、22年10月1日の国勢調査の時点ですが、開成町全域では1.2平米、市街化区域では1.55平米と参酌基準を下回っております。現況にあります参酌基準の数値は、将来、都市公園を設置する際の目安として設定されるものであるため、今後も参酌基準における数値を標準数値として開成町都市公園条例に記載をし、町内における都市公園面積の拡大を目指していきたいと考えております。

第2条の4であります。開成町が設置する都市公園の配置及び規模の基準について定めるものでございます。都市公園には、さまざまな規模、種類のものがありますが、これらの設置に当たっては、都市公園体系を考慮して、適切な規模のものを適切な位置に配置し、その機能を最大限発揮させる必要があります。そのため、地方公共団体が都市公園の整備を行うに当たっては、公園の種類ごとにその性質に応じて、平均的に分布されるよう整備し、住民全てが同じような条件で都市公園を利用できるようにするとともに、災害時における避難地、避難路や、防災拠点、防災活動拠点としての機能に配慮して、配置、規模を定めることが望ましいことから、都市公園法施行令第2条で定める基準を参酌し、定めるものであります。

第1号についてですが、街区公園を対象としているものであります。主として、街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園であり、街区内に居住する者が容易に利用できることができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めるものであります。

開成町における供用開始しております都市公園の状況ですが、街区公園が6カ所あります。面積的には1万9,693平米となっております。

なお、現在整備を進めております松ノ木河原、これは4, 219平米になっております。松ノ木河原地区、松ノ木河原公園や、今後整備を行うこととなります南部地区土地区画整理事業区域内の5公園、8, 050平米、これと既存の6公園を含めました12公園の、トータルしますと3万1, 962平米となります。これらの平均面積が2, 663平米、約0. 26ヘクタールということになりまして、参酌基準であります、0. 25ヘクタールとの整合も図られますので、参酌基準における数値を考えております。

2号についてですが、近隣公園を対象としているものでございます。主として、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園であり、近隣に居住する者が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は2ヘクタールを標準として定めるものであります。都市公園法施行令第2条で定める基準を参酌して、定めるものであります。

3号についてですが、地区公園を対象としているものであります。主として、徒歩圏内に居住するものの利用に供することを目的とする公園であり、徒歩圏内に居住するものが、容易に利用できるよう配置し、その面積は4ヘクタールを標準として定めるものであります。都市公園法施行令第2条で定める基準を参酌し、定めるものでございます。

4号についてですが、都市基幹公園としての総合公園、運動公園を対象としているものであります。主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園と、都市住民全般の運動の用に供することを目的とする公園であり、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものであります。都市公園法施行令第2条で定める基準を参酌するものであります。

第2条の4第2項は、前項の第1号から4号以外の公園を設置する場合の配置及び基準について定めるものであります。都市公園法施行令第2条で定める基準を参酌して定めるものでございます。

第2条は、都市公園の公園施設の設置基準について、都市公園法第4条第1項に基づき定めるものであります。第1項は、公園施設の建蔽率基準について定めるものであります。都市公園は、本来、屋外における休息や運動等のレクリエーション活動を行う場所であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善や、地震等災害時の避難地としての機能を発揮する施設であることから、原則として建蔽率によって建蔽されない公共スペースとしての性格というものを持っております。このような都市公園の性格から、公園敷地面積の建築物により、その本来の機能に支障を生じることを避けるため、都市公園の敷地面積に対する建築物である公園建築物である公園施設の建築面積の割合、いわゆる建蔽率基準について、100分の2としてきたところではありますが、今回の法改正により、建蔽率基準については、2%という基準を参酌し、条例で定めるものであります。

次の2項から5項につきましては、許容建築面積の特例についてであります。地

方公共団体は、みずから設置する都市公園について、施行令第6条第1項により、施行令第6条第2項から5項までに定める各範囲を参酌して、建蔽率基準について、特例的な措置を条例で定めることができるとされております。

2項についてですが、施行令第6条第1項第1号に掲げる休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫、その他、国交省例で定める災害応急対策に必要な施設等の建築面積の特例についてであります。これは公共オープンスペースとしての機能を有すべきという都市公園の考え方から見ても、都市公園の利用増進を図る上で必要と認められる施設であるため、これらの施設を設置する場合には、施行令第6条第2項で規定する100分の10を参酌して、条例で定める範囲を限度として、建蔽率を上乗せすることができるものとしております。

3項は、施行令第6条第1項第2号に掲げる歴史的建築物、景観重要建築物等に対する建築面積の特例についてであります。これらの建築物は、他の場所でも設置可能な運動施設等の公園施設とは異なるとともに、建築物としての利用価値ではなく、その存在価値が評価される点でも、運動施設等の建築物である公園施設とは異なっております。これらの建築物に係る敷地面積は、一般的には小規模であるため、これらの建築物と園地を一体として、都市公園として活用、保存できるよう休養施設または教養施設である建築物のうち、文化財保護法の規定により登録された建築物、景観法による景観重要建築物、地域の歴史的風致建築物等に関しましては、施行令第6条第3項で規定する建築面積の100分の20を参酌いたしまして、条例で定める範囲を限度として、建蔽率を上乗せすることができるというふうにしたものでございます。

4項は、施行令第6条第1項第3号に掲げる、高い開放性を有する建築物に対する建築面積の特例についてであります。屋根つき広場、壁を有しない雨天用運動場など、高い開放性を有する建築物については、都市公園本来の機能である公共オープンスペースの確保ということから見ると、通常建蔽率基準である100分の2にかかわらず、都市公園内に設けることを認めてもよいものと考えられます。よって、施行令第6条4項で規定する建築面積の100分の10を参酌して、条例で定める範囲を限度として、建蔽率をさらに上乗せすることができるものとしております。

5項は、施行令第6条第1項第4号に掲げる仮設公園施設に対する建築面積の特例についてであります。3カ月を限度として、公園施設として臨時に設けられる建築物については、公共オープンスペースとして機能に対する影響が一時的であることから施行令第6条5項で規定する100分の2を参酌して、条例で定める範囲を限度として、建蔽率を上乗せすることができるものとしております。

以上ですけれども、説明のほうは終わらせていただきます。

失礼しました。附則ですが、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上であります。

続きまして、開成町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な

特定公園施設の設置の基準に関する条例を制定することについて、説明させていただきます。

議案第9号 開成町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を制定することについて。

開成町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年2月12日提出、開成町長、府川裕一。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長、説明が長くなるようなので、着席して説明して結構です。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

では、失礼させていただきます。

それでは、説明をさせていただきます。こちらは一括法に基づき、条例制定を行いますので、そちらを省かせていただきます。

条例制定については、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令、これを参酌いたしますが、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例というのが、神奈川県できております。これも参考としまして、より移動等円滑化に配慮している基準につきましては、県条例のほうを採用していきたいと考えております。

第1条は、特定公園施設の設置に関する条例の趣旨であります。

第2条は、条例における用語の定義でございます。

第3条は、一時使用目的の特定公園施設における適用除外というものでございます。

第4条は、園路及び広場の整備の考え方であります。高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性、安全性を考慮するためには、都市公園の出入り口及び駐車場から特定公園施設及び主要な公園施設に至るまでの経路を確保し、その経路を移動等円滑化する必要があります。

本基準につきましては、町が管理しております都市公園において、省令で定める基準を検討した結果、安全性、あるいは移動等の円滑化が確保されていることから、省令で定める基準と同様の基準を定めるものでございます。

なお、第1号のカ、第2号のエ、第2号のオ、第2号キからサ、第3号ア、第3号オ、第5号エにつきましては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例で、国の参酌する基準よりもより移動等を円滑化に配慮しておりますので、当該基準というものを取り入れるものでございます。

第5条は、屋根付広場を設ける場合の基準であります。屋根付広場は、広場の上空を屋根で覆った建物であり、壁がないため、周辺と一体的に広場として利用される建築施設であります。本基準につきましても、省令と同基準になっております。

第6条は、休憩所及び管理事務所を設ける場合の規定であります。本基準につき

ましても、省令で定める基準と同一の基準となっております。

第7条は、野外劇場及び野外音楽堂に関する基準であります。本基準につきましても、省令と同一基準であります。なお、第1項第2号エ及びカにつきましては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の数字というものを取り入れていきたいと思っております。

第8条は、駐車場に関する基準であります。本基準につきましても、省令で定める基準と同一の基準であります。なお、第2項第2号につきましては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例を採用していきたいと思っております。

第9条は、便所全体に関する基準であります。車椅子使用者以外の肢体不自由者や妊産婦、乳幼児連れの人やお勤め等の人には、和式便器では利用できない場合等があるため、多機能便房に利用が集中してしまう場合があります。そのため、公園内の便所において、高齢者、障害者等が利用しやすいよう配慮するものでございます。本基準につきましても省令と同一基準となっております。

第10条は、多機能便房を設置した便所の基準であります。本基準につきましても、省令で定める基準と同一のものでございます。

第11条は、多機能便房の基準でございます。本基準につきましても省令と同一の基準としております。

第12条は、水飲場及び手洗場に関する基準であります。高齢者、障害者等には、病気の症状や服薬等のため、水飲場を利用する方もいられるため、水飲場を移動等円滑化園路の近くに設置し、標識の設置等によりそれをわかりやすく伝えるものであります。本基準につきましても省令と同一の基準となっております。

第13条は、掲示板及び標識に関する基準であります。なお、第2項につきましては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例のほうを採用していきたいというふうに考えております。

第14条は、案内表示に関する規定であります。特定公園施設の配置を表示した標識を設置する場合は、一つ以上は出入りに付近に設置するものであります。出入り口付近の適切な位置に公園内の全体の様子が見える案内板を設けることであります。

本基準についても、省令で定める基準と同一の基準でございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行することになります。

続きまして、議案第10号 開成町公園条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町公園条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年2月12日提出、開成町長、府川裕一。

では、1枚おめぐりください。開成町条例第 号、開成町公園条例の一部を改正する条例。

開成町公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。こちらにつきましては、今、説明させていただきました、開成町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な都市公園施設に関する条例に位置づけしました、第3条から第14条までの規定を準用し、開成町の都市公園以外の公園にも、高齢者や、障害者等にも配慮した移動円滑化に対応したいため、条例の一部改正を行うものでございます。

改正前の第12条の後に、準用規定13条を加え、改正前の13条を1条繰り下げ、14条としていくものでございます。

附則といたしまして、この条例は、25年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。なお、三つの条例にわたりますので、質問する場合には、議案番号と条番号を指定の上、質問をお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。開成町都市公園条例の関係で質問いたします。ご承知のように、都市公園、開成町にはございます。それとあわせて今回の条例改正に伴いまして、今回示されているように、一人当たりの面積、いわゆる都市公園設置基準、都市公園法第3条第1項に従うわけですけれども、現状では、開成町全域では10平米以上、市街化区域では5平米以上、それぞれ基準を大幅に下回っているという形になっているわけでございます。これについては、確認したいんですが、これからつくる都市公園に、これは当然該当するんですが、今現在ある都市公園を改修して整備をすると、こういったものについても、この条例が該当していくのかどうかの確認をしていきたい。

それからもう一点は、開成町緑の基本計画の件も触れられておりますけれども、これについては、平成27年における住民一人当たりの、いわゆる都市公園の整備目標を掲げておられますけれども、開成町緑の都市公園条例、基本計画ですね。これは当然見直すというふうに聞いておりますが、どうやって整合性を図っていくのか。今後の今ある緑の基本計画との兼ね合い、この辺について、お答え願いたい。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

新しくつくる公園は、当然、こちらの条例に基づいてつくっていかなくちゃいけないものだというふうには思っております。また、既存の公園そのものをいじくらないということであれば、この条例の適用はないと。だけど、もちろん既存公園も

改修いたしますよということであれば、当然、こちらの適用がされるというふうに思っております。

それと緑の基本計画の関係ですが、平成7年につくりまして、かれこれ20年近くになるものです。町としては、再来年に緑の基本計画の改定を予定しております。当然、改定するに当たりましては、今までのものを精査した中で、今後どうしていくかということを決めていくと。もちろんこの公園面積に関しましても、そちらのほうへは当然位置づけるということになりますので、現在10平米、5平米以上ということであれば、緑の基本計画も当然、そういう数値になってくるのかなというふうに思います。内容はまだこれからですね、の話になってくるかなと思います。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

今、答弁いただきましたけれども、新設、それから、公園を改めて整備をする場合は該当すると。

しかし、条例で大きな目標を掲げて、現実にはそぐわないということについては、やはりある一定の基本的な計画に基づいて公園をつくっていくとか、そういったものと一致をしないと、ただ単に参酌基準を入れ込んでいるだけでは、ちょっとまずいのではないかなと。

以前は全町公園化とか掲げて、いろいろ整備のために努力をしてきた経過がございますけれども、非常にこの数値等、条例制定に当たってギャップがあるので、この辺の基本的なことを、この条例を制定するのはいいと思うんですけれども、これに近づく努力というのは今後の課題というふうに私は思うのですが、どのように受けとめますか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

開成町における公園ですとか、あるいは緑化というものは、緑化に関するマスタープランそのものが緑の基本計画だというふうに思っております。ですから、緑の基本計画に沿ったような形で、公園のほうは整備していかなくちゃいけないということだと思っております。

当然、中の施設等につきましては、この公園条例が制定されれば、この条例に沿ったものにすべきというふうに思いますし、条例に近づくように努力はしなくちゃいけないというふうには考えております。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。今の質問に関連することなんですが、ページは議案8の1ページです。第2条の都市公園の設置基準です。10平米と5平米以上という参酌

基準があるんですが、現在は1.2と1.5を、それから今、整備している松ノ木河原公園、それから、今後、整備が予定されている南部地区の5公園、これを含めると、一人当たりの数値というのはどのぐらいになりますでしょうか。さらにこの先に、北部地区という開発、具体的にはないんですけども、それらを考えた場合に、その一人当たりの数値というのは、どのぐらいのものになるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

開成町で位置づけされております都市公園というのは6カ所ございます。それ以外に34カ所の公園があります。いわゆる開成町公園条例というのがありまして、そちらで管理しているものでございます。それら全てを含みますと40カ所ございます。40カ所に対して、22年11月1日の国勢調査の時点、これを基準としますと、開成町全域では、一人当たり6.8平米という数値になります。

また、市街化区域内では、一人当たり2.45平米という数字になります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林秀樹君。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。都市公園の設置基準を設けられているのは、いわゆる今おっしゃられた40公園じゃなくて、現在は6公園なんですね。それに現在整備している松ノ木河原公園、それから設置を予定されている5公園、これは都市公園になるという前提で私はお話ししているのですが、それを加えた数値、それがここで言う設置基準の対応する数値じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課主幹。

○街づくり推進課都市計画担当（小玉直樹）

街づくり推進課主幹の小玉です。ただいまの小林議員の質問にお答えさせていただきます。今、課長の瀬戸のほうが言ったような形で、都市公園とそれと全ての町内にある公園を含めた一人当たりの面積という形だったんですけども、それでもまだ5平米、10平米には正直届いていないというような状況なので、松ノ木河原公園と区画整理の南部の5公園を合わせた数字というのは、正直、今把握はしていないんですけども、そちらを足したとしても、現状としては、この条例案による5平米、10平米にはまだ届かないというのが現状ではあります。先ほどの高橋議員の質問にもお答えさせていただいたような形で、今現在、緑の基本計画の目標というのは17.7平米でしたか、全協の資料には載せていただいたんですけども、平成7年当時に、緑の基本計画を策定したものと、20年の計画、平成27年までの計画ということで、一人当たりの公園面積の整備目標はうたわれているんですけども、整合性が全然とれていないというような現状の中で、今後26年に改

定を予定している緑の基本計画で、この条例案に沿ったような形で今後20年間の開成町の公園等も含めた緑の計画方針というのを定めて、この条例案に近づくような形で計画を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

7番、小林哲雄です。私もこの10平米という基準がちょっと気になるので、肝心なことを伺いますけれど、これだけのこの面積が必要なんですか。本当にここで条例を決めるときに、この一人当たり10平米でいいのかどうか。その辺、どうしてもっと下げられないのか。その辺の考え方、まず基本的なことをお伺いします。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

10平米とした考え方なんですけど、住民一人当たりの都市公園の敷地面積を10平米としたわけですけど、これはあくまでも、現実性を踏まえた中での途中段階の目標値としての性格を持っております。10平米を達成したとしても、豊かさですとか、あるいは潤いが実感できる国民生活を実現するということになりますと、さらに整備を推進する必要があるのかなというふうには考えます。このようなことから、10平米というものを採用させてもらったということでございます。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

今、開成町は人口がふえています。人口がふえても土地はふえないんですね。開成町は、今、行政面積が6.54ですか、6.56平方キロでいいですか。そうすると、簡単に言いますと、人口が伸びていて、今、1万9,300人にいきますとっているんですが、仮に2万人と想定した場合、2万人に10平米を掛けてやると、20万平米になるんですね。20万平米を平方キロに置きかえてみますと、多分僕の計算でいくと0.2平方キロメートルなんです。6.56平方キロメートルの中に0.2平方キロメートルの都市公園、簡単に言いますと、30数分の1が都市公園になると。もっとわかりやすく言うと、開成町の面積のほぼ30分の1が都市公園ですよということをここで規定しているんですよ。そんなに必要なんですか。なぜ、もっと現実にあわせた数字にしておかないのかなと。

ですから、27年度で終わる緑の基本計画、そのときにもう一度考えていったほうがいいんじゃないのかなというふうに思います。ちょっと単純に計算して、そういう数字が出たので、びっくりしたのであえて聞くのですが、30分の1ですよ。本当に必要かどうか、もう一度検討していただきたいなというふうに思います。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

私からお答えをさせていただきたいと思います。おっしゃられることはごもっともな部分があるかと思いますが。

ただ、10平米というのは、いわゆる法律の、言い方を変えれば、全国版の数字であるわけで、そこには基本的に行政面積ですとか、そういったものは加味されていなくて、人口しか加味されていないわけです。そうすると、いわゆるこれまでの国なりが定めてきた目標値が一人当たり10平方メートル、これは都市計画区域内ですけれども、それからすると、これは言い方になってしまいますけれども、行政面積が狭いから一人当たりの公園面積も狭くていいのかという部分と、では10でなければ何平米が適正かというのは、どうやって答えを出すのかという部分が次の課題になってくるわけで、はっきり申し上げて、我々の行政側としても、議員がおっしゃる議論というのは必ず出てきます。6.56平方キロメートルしかないのに緑の基本計画なり何なりで、こんなにとった場合、極端なことを言うと、住むところがなくなっちゃうんじゃないかとか、いろいろ議論は出るんですけれども、逆に言うと、何平米が適正なのかとか、あるいは防災上の観点ですとか、そういった部分でいくと、正直申し上げて、8平米が適正か、5平米が適正かという答えがなかなか出しにくい部分がございますので、基本的なその国の標準的なものを、現在条例化したということがございます。

ただ、おっしゃられるとおり、町域は狭いですから、その辺のところは研究なりをしていかなければいけないと考えてございますので、ご理解のほど、お願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

小林哲雄です。説明の中でも途中段階の目標値と、目標値というのは、そこに目指していくんですね。ですから、国の基準を参酌してとか、国基準どおりというのですが、うちの町では、余りにも数値が大きい。だったら、その辺はきちんともっと精査して、例えば、とりあえずは目標値をちょっと減らしてみようというふうにやっていかないと、これでは完全に絵に描いたもちで、幾ら次に緑の基本計画をつくっても計画倒れしちゃうということになりますので、その辺を大変危惧します。

実際には、こういう立派な条例をつくる以上は、可能な目標値を載せるべきであって、とてもじゃないけど不可能な目標値、それと今、部長が言ったように住むところがなくなっちゃうような目標値では困るんじゃないのかなと思いつつ、この後の採決については、ちょっと時間をいただいて考えます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

もう少しつけ加えて言いますと、基本的に緑の基本計画は、いわゆる都市計画の線引き等の部分とセットというような形がございまして、今はそれほど縛りはないですけれども、昔は線引きの都市マスですとか、県協議とした場合には、必ず緑の基本計画をセットで、そこをいわゆる審査みたいな対象になって、加味されてくるという部分がございますので、今は縛りが多少緩くなってきていますけれども、そういったことだけで、言われている部分は非常に私どもも認識するところですので、諸事情という言い方はちょっとあれですけれども、そういった部分もあるので、その辺も加味していただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

鈴木庄一君。

○11番（鈴木庄市）

都市公園に限定に限定されますと、今までご説明を受けたとおりだと思いますが、その中に水辺公園という特殊な公園、開成町にあるわけですけれども、その数字は入っているのかどうかの確認ですね。私は、それを入れれば、公園としての恩恵は、もっと数字的には多くなるのではないかなと思うわけです。ですから、水辺公園が入っていない計算なのか、入った場合はどのくらいになるのかということをお伺いします。もちろん都市公園として限定されますと、今までの数字というのは十分承知しているところです。

以上です。お願いします。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

先ほどの1.2平米、1.5何がしという数字に関しましては、水辺公園の数字は入ってはおりません。水辺公園そのものは都市公園ではなくて、水辺公園管理条例というものがあります。そちらで管理しております。

いろいろと一人当たりの面積どのくらいかという話なんですけど、今、手元に資料がないので、また後日計算して報告させていただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今の関連の中で都市公園の設置基準の中で10平米を多いのか、少ないかを見たときに、単純に緑を見るだけでは多いのかなとは思いますが、防災を絡めてくると、10平米というと2坪に当たって、6畳くらいになるのではないかなと思えます。

開成町の状況を見てみると、例えば施設、震災が起きたときに受け入れる体制というのは、なかなか学校だとか、そういうものを使わないと収容ができないという事実関係からいくと、やはり公園を使った防災対策というのは今後考えていかなさ

やいけないので、単純に緑地だけの観点ではなくて、やはり防災を考えた中での公園確保というのはあわせて考えていってもらいたいなというふうに感じました。

それを踏まえた中で、議案の9号と10号の公園条例というのは似たようなもので、条例を引用している部分があるので、9号のほうでお聞きしたいと思います。

9号の3条の部分で、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、要するに4条から14条までの規定によらないでできるということで条例が制定されております。本来、これは高齢者とか障害者等の円滑な移動を確保するための条例なんですけど、災害が起きた場合をある程度想定すると、舗装とか、そういうところをしているところに人が定着してくると、経路というものが確保できない。運動場だとか遊び場があるから、そこに臨時的に避難者を置けばいいじゃないかというふうにはなるのですが、開成町の実情を見た場合は、4条から18条を一括して、これはできる規定なので外さないで、例えば、案内所なんかだとか、そういう屋根のあるところだと、例えば電話が置いてあったりとか、いろいろなものが出てくると、そういう身障者の方々が排除されがちになっちゃうので、条例の中に高齢者、障害者等という文言が入っているので、全部除外するのではなくて、もうちょっと親切な条例を考えていくべきではないのかなと感じていますので、そこら辺は今後の課題になると思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいのと。考え方について、お聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

公園の一時使用の関係になろうかと思えますけれども、都市公園に限らず、公園そのものは、地震、災害時等の地域の防災拠点ですとか、あるいは避難地としての機能があるかと思っております。当然、そういうときに、移動円滑化というものを考慮していたら、それこそ大変なことになりますので、そういう場合には、そういうものは考慮しないと。移動の円滑化は考慮しないという考え方の中で整備はしていきたいという考え方は持っております。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課主幹。

○街づくり推進課都市計画担当（小玉直樹）

街づくり推進課の小玉です。今の山田議員のご質問の中で、災害時でもいろいろ配慮した中で、もうちょっと親切な条例という話があったのですが、実際そうなったときには、町の地域防災計画とか、そういった絡みも結構入ってくるんじゃないかなと思います。

そういったときに、災害弱者の方、高齢者の方というのは、私の記憶もちょっと定かではないんですけども、例えば、福祉会館がそういった施設になると。一般的な広域避難場所としては、今現在、開成駅前公園ですとか、中家村公園というのが指定されているんですけども、実際に災害が起きて、公園等の避難場所に集ま

ってきたとしても、車椅子を使用している方とか、高齢者の方、また障害者の方というのは、各自主防災会が福祉会館に避難させるとか、そういったようなこともあると思うので、山田議員のおっしゃっている内容というのは重々今後も検討していかなければいけないと思うんですけれども。一応この条例案としては、国に準じて案として規定させてもらったということでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。国に準じて条例をつくるというのは、それはわかります。ただ、国は開成町の実情を細かくわかっていないんですよ。だからこそ、今回、一括法の中で、我々が条例をつくっていけるんだよというところが大きなポイントになるので、今回の条例は仕方がないと思いますよ。国に参酌してつくることが大事なので、これは納得しますけれども、実情に合った条例をつくるというのが第一前提だと頭に置いておいてもらいたいと思います。

福祉会館等で、そういう弱者を受け入れる体制はとっているとは言っていますが、災害が起きた場合に、その収容人数が確保できるのかといった場合に、そうは言い切れないと思うのですよ。特定公園ないし通常の公園に例えば仮設住宅を建てて、高齢者、障害者にかかわらず、当然これはけが人でも使うようになってくるので、やはりそういう細かな地域に合った条例をつくるからこそ、これは開成町の条例であるので、今日は1歩として納得はしますけれども、やはり次の部分ではワンステップした中で、開成町に合った条例をぜひつくってほしいと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに、菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。ちょっと教えていただきたいのですが、円滑化ということで相対的に考えたとき、車椅子という文言が出てきますが、最近は身障者の方が電動の車、あるいはシニアカーというのがあるのですが、そういうのも車椅子に含めて、一つにまとめちゃった考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

高齢者、障害者等の中には、もちろん車椅子を使う方もいられれば、内部障害を持っておられる方ですとか、それから知的障害とか、いわゆる全てといってもおかしいのですけれども、障害を持っておられる方を対象にしたというような考え方で

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課主幹。

○街づくり推進課都市計画担当（小玉直樹）

小玉です。今の菊川議員のご質問にお答えさせていただきます。電動の車椅子も、この移動円滑化の基準というか、条例案の中では、電動の車椅子が360度回転できるような幅の寸法等も含めて、条例案として規定させてもらっております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ありますか。

町長。

○町長（府川裕一）

先ほどの山田議員のご意見をいただいて、なるほどなと私も思います。

今回、国からの一括法の関係で、各町でそれぞれ職員が一生懸命条例化をしたとご理解もしていただいているようですけれども、今後、山田議員の言われるように、開成町の小さな面積の中で、公園の面積、また、いろいろな施策において改定していかなければいけないと思っておりますので、今後また皆様方の議論をしていただきながら、その部分においては検討しながら、開成町にあった条例としていきたいと思っておりますので、ぜひ、ご理解をよろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたします。なお、採決は、議案ごとに行います。

議案第8号 開成町都市公園条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（茅沼隆文）

起立多数によって、可決いたしました。

それでは、もう一度お願いいたします。原案に賛成の方の起立を求めます。

どっちなの。明確にしてください。

もう一度、お願いいたします。原案に賛成の方の起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（茅沼隆文）

起立多数によって、可決いたしました。

次に、議案第9号 開成町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって、可決いたしました。

続いて、議案第10号 開成町公園条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって、可決いたしました。